



# 特別徴収義務者の所在地・名称変更届出書

- ※ 変更があった場合は、すみやかに提出してください。また、合併などに伴う従業員の方の異動の際には『給与支払報告・特別徴収に係る給与所得者異動届出書』もあわせて提出が必要です。
- ※ なお、宮崎市に法人市民税の納付義務のある事業所については別に法人設立・変更等申告書が必要となります。くわしくは、市民税課 諸税係 法人市民税担当（電話 0985-21-1742）へお問い合わせください。

	(特別徴収義務者 給与支払者)	所在地 (住所)	特別徴収義務者指定番号
		名称 (氏名)	法人番号
			担当者 氏名 連絡先 ☎( ) -

変更事由	1 名称変更 (登記簿変更 有・無) 2 組織変更 3 合併 4 所在地変更 (登記簿変更 有・無) 5 送付先変更 6 休業 7 廃止 8 その他 ( )	変 更 年 月 日
事項	変 更 前	変 更 後
フリガナ		
所在地		
フリガナ		
名称		
電 話	( ) -	( ) -
備 考		

※市処理欄	処理日	処理者	点検者	備考欄
		個人・法人		